

熊本県後期高齢者医療広域連合
情報資産管理システム更新業務委託
入札説明書

令和元年 5 月

熊本県後期高齢者医療広域連合

[目 次]

I	入札の全般に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	入札書等作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
III	落札者決定基準・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
IV	委託契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
V	一般競争入札心得・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7

I 入札の全般に関する事項

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託
- (2) 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和元年8月30日（金）まで
- (4) 入札方法 一般競争入札

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 熊本県又は熊本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者
- (4) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定する暴力団等関係者ではない者
- (5) 過去5年以内に官公庁に「SecureSeed」か「SecureSeed PLUS」を導入し、1年以上サポート実績がある者
- (6) 情報セキュリティ対策として、ISO27001及びプライバシーマークを取得している者

3 入札説明書の交付

入札説明書は、次のとおり交付する。なお、入札説明書については熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページ（入札公告）よりダウンロードすることができる。

(1) 交付期間

令和元年6月3日（月）から6月14日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土日は除く）

(2) 交付場所

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画財務班
電話番号 096-368-6511

4 入札参加申請書の提出等

入札参加希望者は、入札説明書の交付を受けた後、競争入札参加申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければ

ばならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者、又は入札参加資格を有しないと認められた者は、本業務の入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和元年6月3日(月)から6月14日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土日は除く)

(2) 提出場所

3(2)に同じ。

(3) 申請書類

①熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託についての一般競争入札参加申請書(様式第1号)

②使用印鑑届(様式第2号)

③会社経歴書(様式第3号)

④代理人を選出する場合にあっては、委任状(様式第4号の1)

⑤過去5年以内で官公庁に「SecureSeed」か「SecureSeed PLUS」を導入し、1年以上サポート実績があることを証明する契約書等の写し

⑥ISO27001及びプライバシーマークを取得していることを証明する認証等の写し

(4) その他

申請書類について

①作成費用は入札参加希望者の負担とする。

②書類は返却しない。

③申請書類の提出は、提出場所へ期限内に持参又は郵送すること。

5 入札参加資格審査結果の通知

(1) 申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第5号)により通知する。

(2) 入札参加資格審査結果の通知は、令和元年6月21日(金)までに郵送する。

6 入札説明会について

入札説明会は行わない。

7 入札説明書等に対する質問

(1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第6号)により電子メールにて提出すること。なお、入札参加資格に関する問い合わせについては、3(2)の場合

所において、随時行っているため、質問書には記載しないこと。

(2) 電子メールアドレスは、koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jpとする。

(3) 質問の受付は、令和元年6月3日(月)午前9時から6月7日(金)午後1時までとする。

(4) 回答は、令和元年6月7日(金)午後5時までに電子メールにて行う。

8 入札執行手続き等

この入札は、一般競争入札によるため、本入札説明書に基づき入札書を提出すること。

なお、入札書の詳細な作成方法は、「Ⅱ 入札書等作成要領」による。

(1) 入札日

令和元年6月24日(月)午後2時30分

(2) 入札場所

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階

熊本県後期高齢者医療広域連合会議室

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨に限る。

(4) 入札方法

入札書及び入札内訳書の持参による入札とする。

代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印を行い、代理人は委任状(様式第4号の2)を持参すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額(消費税抜金額)を入札書に記載すること。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

(5) 入札保証金

一般競争入札に参加しようとする者が熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第4条第1項(別紙1)の規程に該当する場合は免除

(6) 契約保証金

広域連合と契約を締結しようとする者が熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第28条第2項(別紙2)の規程に該当する場合は免除

(7) 入札の無効

期限までに入札参加申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本広域連合により入札参加資格のある旨が確認された者であっても、確認の後、

入札時点において「２ 入札参加者の資格に関する事項」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(８) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で、最低価格にて入札した者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定する。

(９) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しないときには、次点となった入札者と契約の交渉を行うこととする。なお、次点者となる者が２者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(10) 入札者が１者の場合の取り扱い

入札者が１者であっても、２者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札されており、かつ、入札金額が予定価格の制限の範囲内である場合には、落札者として決定する。

(11) 入札参加者の入札価格等の公表

入札参加者全ての商号及び入札価格は落札者決定後、本広域連合のホームページで公表する。

９ 契約等に関する事項

落札者との契約については、「Ⅳ 委託契約書（案）」に基づき、落札後、熊本県後期高齢者医療広域連合が示す契約書をもって契約締結するものとする。

10 その他

(１) 入札は、「Ⅴ 一般競争入札心得」に基づき、実施するものとする。

(２) 入札参加申請書等の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更届（様式第７号）により、遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて、届けなければならない。

(３) 入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届（様式第８号）により届出なければならない。

11 入札書に関する事項

(１) 入札書の種類

入札にあたっては入札書（様式第９号）を使用すること。

なお、今回は入札内訳書（様式第９号の２）も同封すること。

(２) 入札書作成要領

詳細は、「Ⅱ 入札書等作成要領」による。

熊本県後期高齢者医療広域連合

情報資産管理システム更新業務委託仕様書

【その１】情報資産管理システムソフトウェア内容

1. 製品

項	品名	型番	数量	単位
1	SecureSeed サーバライセンス	SSP-SV	1	式
2	SecureSeed PLUS インベントリ	SSP-CL-INV-A	35	式
3	SecureSeed PLUS ログ管理	SSP-CL-LOG-A	35	式
4	SecureSeed PLUS 制御	SSP-CL-CTL-A	35	式

2. サポート内容

- (1) SecureSeed PLUS 本体の更新プログラムの提供をすること。
また、電話・メールでの問い合わせが可能なこと。
- (2) 開発元の責に帰すべき事由による障害に対する対応ができること。
- (3) 技術情報やバージョンアップ版の提供をすること。
- (4) システム稼働後は、管理者が適正かつ円滑にシステムを使用できるように、
操作方法の教育を実施すること。

3. サポート体制

システムの操作方法等の問合せに対応できるように、システムに精通したものによるサポートがあること。

【その２】情報資産管理システム機器一式

・構成機器

- (１) サーバー（新品）・・・・・・・・・・ 1 台
- (２) ルーター（新品）・・・・・・・・・・ 1 台
- (３) スイッチ（新品）・・・・・・・・・・ 1 台
- (４) 外付けハードディスク（新品）・・・ 1 台

１．サーバー

設置台数： 1 台（NEC 製 Express5800/T110i-S(4C/E3-1220v6) N8100-2498Y 相当）

型式	タワー型であること。
音量	約 40db 程度で静音タイプであること。
環境温度	動作時の環境温度を 40℃までサポートできること。
電源	100V、250W 以上とし、3m 以上の電源ケーブルを含むこと。 80 PLUS® Platinum 以上の認証を受けた電源を採用し、システム運用の省電力化を図っていること。
CPU	インテル® Xeon®プロセッサ（3.4GHz）と同等以上の性能を有すること。 64bit CPU であること。
メモリ	16GB 以上で、拡張可能なこと。
HDD	2.5 インチ HD 容量 600.0GB（10,000rpm 以上）×4 台以上であること。 SAS 規格で、RAID5 構成・ホットプラグが可能であること。
RAID コントローラー	キャッシュ：2GB ,RAID レベル 0, 1, 5, 6 に対応すること。
LAN インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応を 2 ポート以上有すること。
光ディスク	DVD-ROM を内蔵すること。
ディスプレイ	液晶ディスプレイ 19.0 インチであること。
キーボード	USB 接続で日本語 109 キーボードあること。
マウス	USB 接続（光学式）でスクロールホイール付であること。
OS	Windows Server 2016 STD をインストールすること。
無停電電源装置	最大出力容量 500VA 以上で、管理用ケーブルが、シリアルポートへ接続できること。 UPSManager 等の電源管理ソフトをインストールすること。
その他	・ 自己診断機能を有すること。 ・ ホットスワップに対応していること。 ・ 冗長電源ユニット（460W）を設置すること。
機器の保証	5 年間の保証を付けること。

2. ルーター

設置台数： 1 台 (ヤマハ製 RTX1210 相当)

LAN ポート	8 ポート以上を有すること。
WAN ポート	任意の LAN ポートを利用可能であること。
USB ポート	USB 2.0 TYPE-A, 給電電流:最大 500mA, USB メモリ/USB データ通信 端末に対応していること。
メモリ	Flash ROM は 32MB, RAM は 256MB 相当を有すること。
スループット	スループット：最大 2.0Gbit/s, IPSec スループット：最大 1.5Gbit/s 相当を有すること。
電源	AC100～240V(50/60Hz), 電源内蔵, 電源インレット(3 極コネクタ ー, C13 タイプ), 電源スイッチを有すること。
動作環境条件	周囲温度 0～45℃, 周囲湿度 15～80%(結露しないこと)を保証して いること。
機器の保証	1 年間の保証を付けること。

3. スイッチ

設置台数： 1 台 (アライドテレシス製 2332R 相当)

通信速度	10Mbps/100Mbps/1000Mbps であること。
メモリ容量	パケットバッファ：524KB, フラッシュメモリー：512KB 相当を有 すること。
環境条件	動作時温度：0～50℃ 動作時湿度：80%以下(結露がないこと) 保管時温度：-20～60℃ 保管時湿度：95%以下(結露がないこと) 以上を保証できること。
外形寸法	341(W)×210(D)×44(H)mm 相当であること。
質量	2.1kg 相当であること。
最大入力電流(実測値)	0.34A 相当であること。
平均消費電力	14W(最大 17W)相当であること。
機器の保証	5 年間の保証を付けること。

4. 外付けハードディスク

設置台数： 1 台 (バッファロー製 HD-PNF-3.0U3-GBE 相当)

対応するパソコン	USB3.1 (Gen1)/3.0/2.0 Type-A 端子を搭載する Windows パソコンで あること
HDD 容量	3TB 以上であること。
外形寸法(幅×高さ×奥 行)	79.5×21.5×115mm
質量	約 240g 相当であること。
準拠規格	USB マスストレージクラス相当であること。
動作保証環境	温度 5～35℃ 湿度 20～80%(結露がないこと) 以上を保証できること。
機器の保証	1 年間の保証を付けること。

【その3】パソコン及びサーバー等の設定業務詳細

1. 端末の環境構築

- ・新規購入パソコンの初期設定（28台分）
- ・既存パソコンの再設定（7台分）
- ・設置を行う業者作業とし平日に行うこと。

2. 旧端末撤去、新端末設定作業

- ・新規購入パソコン端末28台を設置し、旧端末28台を撤去する。
- ・撤去した端末は、熊本県後期高齢者医療広域連合事務局内の1ヶ所に運搬する。廃棄は作業対象外とする。
- ・機器、部材等の搬入出時、養生作業は行わない。
- ・電源および電源ケーブル、LAN ケーブルは既存の再利用または、熊本県後期高齢者医療広域連合事務局で準備する。

3. 現地設定（新規端末28台及び既存端末7台）

- ・ネットワーク設定：IP 設定、AD 参加、
- ・サーバの共有フォルダショートカット（若しくはネットワークドライブ）作成
- ・プリンタ印刷設定：ネットワークプリンタ（複合機）2台とする。
※印字位置等の調整作業は作業対象外。
- ・グループウェアのショートカットをデスクトップに作成。
- ・財務会計システムのショートカットをデスクトップに作成。
- ・グループウェアをブラウザのブックマークに追加
- ・SecureSeed PLUS・ウィルスバスターCorp XG クライアントインストール
- ・共有フォルダ内の SecureSeed 暗号化されているものを全て復号化する。
- ・共有フォルダ以外のデータ移行は作業対象外とする。

4. 納品物

- ・端末一覧表
- ・チェックシート
- ・パソコン本体、キーボード、マウス、office 媒体に貼り付ける管理シール
- ・完了報告書（任意様式）

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

第 1 章 総則

～途中抜粋～

(入札保証金)

第 4 条 契約担当者は、一般競争入札に付するときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

第6章 契約の締結

～途中抜粋～

(契約保証金)

第28条 契約担当者は、広域連合と契約を締結しようとする者に契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下この条において同じ。）の100分

の10以上の契約保証金を契約締結のときまでに納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と広域連合が工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(様式第 1 号)

熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託
についての一般競争入札参加申請書

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

(申 請 者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託についての一般競争
入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定及び下記のいずれかに該当したと
きは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 その他入札参加者としてふさわしくない行為のあった者

(様式第2号)

使用印鑑届

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西一史様

実印	使用印

上記の印鑑は、熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託について、次の行為に対し使用したいのでお届けします。

- 1 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出をすること
- 2 見積又は入札すること
- 3 契約を締結すること
- 4 契約代金の請求及び受領すること
- 5 契約に関する各種証明をすること

令和元年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(様式第3号)

会社経歴書

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

設立年月日

資本金

総職員数

過去5年以内で官公庁に「SecureSeed」か「SecureSeed PLUS」を導入した実績

官公庁名	納入日	導入物件	納入金額(円)

※主なもの2件(実績が2件未満の場合は、1件)を記載してください。

納入を証明する契約書等の写しを添付して下さい。

官公庁に「SecureSeed」か「SecureSeed PLUS」を1年以上サポートした実績

官公庁名	サポート期間	サポート物件	契約金額(円)

※主なもの2件(実績が2件未満の場合は、1件)を記載してください。

サポート実績を証明する契約書等の写しを添付して下さい。

記入責任者

氏名

電話 ()

E-mailアドレス

審査結果の返送先

住所 〒

宛名

電話 ()

(様式第4号の1)

委任状

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

代理人 事業所所在地

商号又は名称

職・氏名

印

記

(委任事項)

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出について。
2. 見積又は入札について。
3. 契約の締結について。
4. 契約代金の請求及び受領について。
5. 契約に関する各種証明事項について。

(様式第4号の2)

委 任 状

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託の入札に関し次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受理者 職名

氏名

印

(様式第 5 号)

一般競争入札参加資格審査結果通知書

令和元年 月 日

様

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史

先に申請のあった一般競争入札の参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

申 請 の あ っ た 件 名	熊本県後期高齢者医療広域連合 情報資産管理システム更新業務委託 についての一般競争入札参加申請
入 札 日 時	令和元年 6 月 2 4 日（月）午後 2 時 3 0 分
入 札 執 行 場 所	熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 1 0 号 熊本県市町村自治会館 2 階 熊本県後期高齢者医療広域連合会議室
入 札 参 加 資 格 の 有 無	
参加資格がないと認めた理由	

(様式第 6 号)

質 問 書

令和元年 月 日

導入物品 ： 熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託

商号又は名称

代表者職氏名

回答先のE-mailアドレス

質 問 事 項	
質 問 理 由	

(様式第7号)

記 載 事 項 変 更 届

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

印

熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託についての一般競争
入札参加申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 令和元年 月 日

5 変更理由等

(様式第8号)

入 札 辞 退 届

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の入札案件について、都合により入札参加を辞退します。

記

- 1 入 札 日 令和元年6月24日(月)
- 2 件 名 熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託
- 3 辞退理由

(注意)

辞退届の提出により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

(様式第9号)

入 札 書

令和元年6月24日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

下記の金額で受託いたしたく、入札説明書等に掲げる事項について承諾のうえ、入札いたします。

記

件名：熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額									

(注) 金額はハード、ソフト、構築及び設定等を含む業務委託料合計の契約希望金額の108分の100に相当する額である。(いわゆる税抜き価格である。)

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に¥記号をつけること。

再入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

代理人をもって入札する場合は、当該代理人の氏名の記載及び押印を行うこと。

入札内訳書(様式第9号の2)を添付すること。

(様式第9号の2)

入 札 内 訳 書

ソフト品名	型番	数量	単価	合計価格
SecureSeed サーバライセンス	SSP-SV	1		
SecureSeed PLUS インベントリ	SSP-CL-INV-A	35		
SecureSeed PLUS ログ管理	SSP-CL-LOG-A	35		
SecureSeed PLUS 制御	SSP-CL-CTL-A	35		
小計額（消費税抜き）				

構成機器品名	メーカー	型番	数量	単価	合計価格
小計額（消費税抜き）					

システム構築業務	数量	単価	合計価格

パソコン設定業務	数量	単価	合計価格

その他業務	数量	単価	合計価格

総合計（消費税抜き）※入札金額と一致	円
--------------------	---

※入札内訳書は任意の様式でも可とする。

Ⅱ 入札書等作成要領

1 入札書の種類及び提出部数

入札書（様式第9号） 1部

入札内訳書（様式第9号の2） 1部（任意の様式でも可）

2 入札書の作成要領

（1）入札書の提出にあたっては、次のとおり行うこと。

①入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。

②入札書に記載する日付は、入札の日とすること。

③入札書は入札内訳書を添付して封筒に入れて提出すること。

（2）入札金額は、契約希望金額の108分の100に相当する額（いわゆる税抜き価格）であること。

（3）代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。

なお、入札者又はその代理人は入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

3 入札内訳書の作成要領

（1）内訳金額は、契約希望金額の108分の100に相当する額（いわゆる税抜き価格）であること。

（2）内訳の合計金額と入札金額が一致していること。

（3）入札内訳書は任意の様式でも可とする。

（4）入札内訳書は入札時に入札書と同封して提出すること。

Ⅲ 落札者決定基準

熊本県後期高齢者医療広域連合が発注する「熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託」に係る落札者決定基準については、次に掲げる方法による。

落札者の決定方法については、5 ページ以降の「情報資産管理システム更新業務委託仕様書」の要件を満たした上で、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2 者以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定する。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1 回に限り再度入札に付するものとする。

IV 委託契約書 (案)

熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という）と、_____（以下「乙」という）は、熊本県後期高齢者医療広域連合情報資産管理システム更新業務委託について次に定める条項により契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、別紙仕様書に定める業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から令和元年8月30日までとする。

第3条（委託料及び支払い）

本契約に基づく委託料は_____円（消費税及び地方消費税_____円を含む。）とする。

2 本件業務にかかる交通費等の経費は、原則として乙が負担するものとする。但し、甲の依頼により、遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合には、別途協議のうえ取り決める。

3 甲は、本条に定める委託料を、乙の発行する請求書により、当該請求書を受理した日から30日以内に乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。

第4条（資料・情報等）

乙は、甲から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用又は管理するものとする。

2 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合、又は甲からの要請があった場合、乙は貸与された資料、機器等を速やかに甲に返却するものとする。

第5条（機密保持）

機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して甲から乙へ提供された運営上、技術上、人事上その他全ての情報を意味する。

2 乙は、本件業務により知り得た機密情報について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持し、第三者に漏らしてはならない。

3 乙は機密情報について、本契約の目的の範囲内においてのみ使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲の承諾を受けなければならない。

4 本条の規定は、本契約終了後又は期間満了後も有効に存続する。

第6条（成果の権利及び知的財産権の帰属）

本件業務に基づき乙が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）及び役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本件業務事前に乙が既に保有するものを除き、全て甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

2 乙は、成果物に対する著作権人格権の権利を行使しないことを合意する。

3 乙は、甲の承諾を得なければ、成果物の全部若しくは一部又はその複製物を保有し、利用することはできないものとする。

第7条（権利の侵害）

乙は、本件業務を行うに当たり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）及び役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、乙の責任と負担において処理・解決するものとする。

第8条（報告義務）

乙は、甲の請求があるときは、口頭又は書面にて、遅滞なく本件業務の実行状況を報告しなければならない。

2 本件業務の遂行に支障を生じる恐れのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責の如何に係らず、その旨を直ちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行うものとする。

第9条（再委託）

乙は、甲による事前の承諾がない限り、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託できない。

第10条（権利義務譲渡の禁止）

乙は甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し若しくは引受けさせ又は担保に供してはならない。

第11条（暴力団の排除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）又は第5号に規定する暴力団等関係者（以下「暴力団等関係者」という。）であると認められるとき。

（2）次に掲げる行為の相手方が暴力団等関係者であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団等関係者を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加

している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団等関係者を経営に
関与させること。

イ 暴力団等関係者を雇用すること。

ウ 暴力団等関係者を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等関係者に対して、金銭、物品その他
財産上の利益を与えること。

オ 暴力団等関係者を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団等関係者と密接な交際をすること。

キ 暴力団等関係者であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りな
がら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(3) 暴力団等又は暴力団等関係者から不当介入を受けたにもかかわらず、警察に通報す
るとともに捜査上必要な協力を行うこと及び甲へ報告することを怠ったと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として年間支払見込
額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

第12条 (協議事項)

本契約に定めなき事項又は解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙
誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するもの
とする。

令和元年 月 日

甲 所在地 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号
名 称 熊本県後期高齢者医療広域連合
代表者 広域連合長 大 西 一 史

乙 所在地
商 号
代表者

V 一般競争入札心得

(目 的)

第1条 この心得は、熊本県後期高齢者医療広域連合が実施する一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及びこの心得並びに入札説明書等の各条項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、入札説明書等により契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による告示（以下「告示」という。）において指定した期日までに、告示又は入札説明書において指定した書類を契約担当者等に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 前項に規定する告示に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者

(2) 入札参加申請をしていない者

(3) 入札日において、熊本県が行う競争入札に係る入札参加資格を取り消されている者

(4) 前各号に挙げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、定められた日時までに、定められた場所へ、所定の入札書を記名・押印のうえ持参により提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第4号の2）を入札参加

申請時に入札担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、代理人の記名押印をもって入札するものとする。

- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
 - 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
 - 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
 - 6 入札参加者は、入札書を提出する際は、次の各号により行わなければならない。
 - (1) 入札書に記名押印のうえ、申し込まなければならない。
 - (2) 入札書に記載する日付は、入札日とすること。（入札書記入の日を記入しないこと。）
- (入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届（様式第10号）を契約担当者等に提出するものとする。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

- 2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札会場において入札書提出後直ちに行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所へ提出されない入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人がした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (7) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札

- (8) 入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
- (9) 契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札
- (10) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められる入札
- (11) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (12) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (13) 同一の入札について、2 以上の代理人をした者の入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札金額の記載)

第11条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を抜いた金額（税抜金額）を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第12条 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。落札金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

2 前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

3 開札に際して予定価格の制限に達しないときは、再度入札を実施することが出来る。

(契約書の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第14条 落札者が契約を締結しないときは、契約希望金額の100分の2に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(契約の解除)

第15条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受託者」という。）が、独占禁止法、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条若しくは契約条項に違反する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合は契約を解除することがある。

(不正行為に係る賠償額の予定等)

第16条 受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又

は契約条項に違反する行為若しくは法令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託代金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

2 受託者は、熊本県後期高齢者医療広域連合に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。

3 前2項の規定は、その契約に係る業務内容が完了した後においても同様とする。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後において、この心得、契約書案等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。